

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和2年2月17日(月) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	青木敬博君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	宮崎雅薫君
5番	大川勝弘君	6番	重岡秀子君

○出席議員 5名

議長	佐山正君	副議長	中島弘道君
議員	杉本憲也君	議員	井戸清司君
〃	篠原峰子君		

○オブザーバー 5名

議員	田久保真紀君	議員	仲田佳正君
〃	鈴木絢子君	〃	浅田良弘君
〃	石島茂雄君		

○出席議会事務局職員 5名

局長	稲葉和正	局長補佐	富岡勝
係長	山田恵理子	主査	森田洋一
主事	山田拓己		

○会議に付した事件

- 1 市議会3月定例会の運営について
 - (1) 議案の付託、即決について
 - (2) 請願、陳情の取り扱いについて
 - (3) 予算大綱質疑について
 - (4) 一般質問について
 - (5) 所管事務調査の議決について
 - (6) 会期及び日程について
 - (7) その他
- 2 意見書について
- 3 その他
 - (1) 令和2年度議会費当初予算について

(2) その他

○会議の経過概要

○委員長（宮崎雅薫君）開会する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第1、市議会3月定例会の運営についてを議題とする。

(1) 議案の付託、即決についてから(7) その他までを事務局長から説明する。

○事務局長（稲葉和正君）順次、説明をさせていただく。

(1) 議案の付託、即決についてである。資料1ページ及び2ページを参照いただきたい。提出議案については、条例8件、単行議案3件、補正予算7件、新年度予算10件、以上28件である。それぞれについて、概略を説明する。

まず、条例8件から申し上げる。市議第39号 伊東市印鑑条例の一部を改正する条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴う改正である。登録資格において、印鑑の登録を受けることができない者のうち、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」と改め、印鑑登録の抹消事由から「後見開始の審判が確定したとき」を削除するとともに、用語の整理を行うもので、令和2年4月1日から施行するとしている。常任総務委員会付託をお願いする。

次の、市議第40号 伊東市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例は、会計年度任用職員制度の導入により新設される「フルタイム会計年度任用職員」については、常勤職員と同様に、給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたことに伴う改正である。給料を支給される非常勤職員の補償基礎額について、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の規定に準じることとする規定を整備するもので、令和2年4月1日から施行するとしている。常任総務委員会付託をお願いする。

次の、市議第41号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことにより、関係条例について、幼児教育・保育無償化に伴う所要の改正を行うものである。第1条では、伊東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、幼児教育・保育無償化に伴う食事の提供に要する費用の取り扱いの変更や、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の新設等についての規定を整備するとともに、第2条では、伊東市立保育所条例について、引用条項の整理を行うもので、公布の日から施行するとしている。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次の、市議第42号 伊東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、人員基準についても参酌基準となることに伴う改正である。附則において、設備基準に関する経過措置及び放課後児童健全育成事業における児童数に関する経過措置を令和6年3月31日までとすること、また、放課後児童支援員の研修の修了に関する経過措置を令和4年3月31日までとする改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するとしている。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次の、市議第43号 伊東市祝金条例の一部を改正する条例は、「伊東っ子誕生祝金」の贈呈額について、子育て支援の充実や少子化対策の強化などを図るため、第2子以降の贈呈額について増額するもので、これまでの第1子5万円、第2子4万円、第3子以降3万円を、一律5万円とする改正を行うものである。令和2年4月1日から施行するとしている。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次の、市議第44号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行され、国民健康保険税の被保険者間の負担の公平化と低所得者の負担軽減を図るため、基礎課税額の賦課限度額について58万円から61万円に改正するもので、令和2年4月1日から施行するとしている。常任総務委員会付託をお願いする。

次の、市議第45号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、地方自治法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、伊東市監査委員に関する条例のほか関係条例について、引用条項の整理など所要の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するとしている。常任観光建設委員会付託をお願いする。

次の、市議第46号 伊東市大原武道場条例の一部を改正する条例は、大原武道場の第1道場及び第2道場に令和元年度に設置される冷暖房設備について、使用者から冷暖房使用料を徴収するための改正である。第1道場及び第2道場の冷暖房使用料として、1時間につき300円の使用料を新たに規定するもので、令和2年4月1日から施行するとしている。常任福祉文教委員会付託をお願いする。

次に、単行議案3件について申し上げる。単行議案については、先例に倣い、委員会付託を省略し、即決でお願いしたいと存じる。

市議第47号 市の義務に属する損害賠償の額を定めることについては、令和元年9月の台風15号による断水の復旧に当たり、給水管内の水圧上昇により発生した、給水管漏水事故に係る損害賠償額について、伊東市水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を求めるものである。議決後に損害賠償を行うことになるが、速やかに着手したいとのことであるので、定例会初日に即決をお願いする。

次の、市議第48号 市の義務に属する損害賠償の額を定めることについては、令和元年9月の台風15号による断水の復旧に当たり、配水管減圧弁装置が故障したことにより発生した、給水管漏水事故に係る損害賠償額について、伊東市水道事業の設置等に関する条例第7条の規定により、議会の議決を求めるものである。議決後に損害賠償を行うことになるが、速やかに着手したいとのことであるので、本案についても、定例会初日に即決をお願いする。

市議第49号 小学校電子黒板等購入契約の締結については、小学校10校の普通教室に電子黒板等を整備するため、物品購入契約を締結するに当たり、伊東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。議決後に本契約を締結することになるが、年度内に整備を図るため、速やかに着手したいとのことであるので、本案についても定例会初日に即決をお願いする。

続いて、7件の補正予算についてであるが、まず、市議第50号 令和元年度伊東市一般会計補正予算（第7号）は、補正予算の規模は1億4,002万5,000円の追加で、補正後の予算規模を280億5,460万1,000円とするものである。本補正予算は、第一に、各種事務事業経費の整理、第二に、教育費における国の整備方針に基づく小・中学校の校内LAN環境の整備、第三に、令和2年度当初にかけての切れ目のない経済対策事業や、市民の生活環境向上対策事業を実施するための経費の追加が主な内容である。

歳出各款においては、例年どおり、人件費や各種事業の執行経費を整理することに加えて、増額が見込まれる、ふるさと伊東応援寄附金に対する返礼事業経費の追加や、対象者数が見込みを下回ったことによる児童手当やプレミアム付き商品券事業における不用額の整理、タウンミーティング等における市民要望への対応や令和2年度当初にかけての経済対策のための生活環境向上対策事業の計上や、教育費においては、小・中学校における施設長寿命化計画策定委託料等の契約差金を整理するとともに、国の整備方針に基づく校内LAN環境整備に係る経費の計上を、また、災害復旧費においては、令和元年10月の台風19号により被災した赤沢漁港及び八幡野漁港に係る災害復旧工事経費等の追加を行うものである。

一方、歳入では、ふるさと伊東応援寄附金及びふるさと伊東応援基金繰入金を増額のほか、小・中学校のLAN環境整備に係る国庫補助金の追加及び事業費の整理による市債の減額が主なものである。

また、繰越明許費として16事業、7億9,270万5,000円の計上を行っている。

次の、市議第51号 令和元年度伊東市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、補正予算の規模は1,714万円の減額で、補正後の予算規模を21億1,686万円とするものである。補正内容は、人件費の整理と工事計画の見直し等による工事請負費及び委託料の減額が主なものである。

次の市議第52号 令和元年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第2号）は、補正予算の規模は10億円の追加で、補正後の予算規模を211億8,341万5,000円とするものである。補正内容は、車券の売上が好調に推移し、当初の見込みを上回ることから、歳入において車券売上金の増額、歳出では車券売上金の増額に見合う場外車券売上手数料や、勝者投票払戻金などを追加するものである。

次の市議第53号 令和元年度伊東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、補正予算の規模は1億6,752万6,000円の追加で、補正後の予算規模を90億858万円とするものである。補正内容は、歳出において、一般被保険者療養給付費などの増額や、各種事務経費等の整理が主なものであり、歳入では、一般被保険者療養給付費の増額に伴う保険給付費等交付金の増額や、保険基盤安定繰入金金の増額、国保事業費納付金の財源組み替えによる一般会計繰入金金の減額が主なものである。

次の市議第54号 令和元年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、補正予算の規模は4,619万7,000円の追加で、補正後の予算規模を82億8,040万1,000円とするものである。補正内容は、歳出において、不足が見込まれる居宅介護サービス給付費の増額や、保険給付支払準備基金積立金の減額などが主なものであり、歳入では、給付費の増額に見合う国県支出金や、一般会計繰入金などを追加するものである。

次の市議第55号 令和元年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、補正予算の規模は2,328万1,000円の増額で、補正後の予算規模を21億1,197万円とするものである。補正内容は、歳出において、広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金や保険基盤安定負担金を増額するとともに、各種事務経費等の整理を行うもので、歳入では、後期高齢者医療保険料の増額と一般会計からの保険基盤安定繰入金金の増額が主なものである。

次の市議第56号 令和元年度伊東市水道事業会計補正予算（第2号）は、補正予算の規模は、収益的収入を697万4,000円増額し、補正後の額を17億812万3,000円とし、収益的支出を2,784万1,000円増額し、補正後の額を16億2,926万9,000円とするもので、また、資本的支出において7,113万6,000円を減額し、補正後の額を9億7,551万2,000円とするものである。補正内容は、収益的収入においては、水道賠償責任保険に関する雑収益の増額と、収益的支出では、燃料費調整単価の高騰による動力費の増額が主なものであり、資本的支出においては、工事計画見直しによる工事請負費の減額が主なものである。

以上、市議第50号から市議第56号までの7件の補正予算については、従来例に倣い、委員会付託を省略し、即決とさせていただきたいと存じる。

2 番目公明党 60 分、3 番目清和会 60 分、4 番目自民・伊東新時代。60 分、5 番目日本共産党 45 分、6 番目から 10 番目までは、会派に所属していない議員お一人 25 分となる。なお、会派に所属していない議員の順序については、通告順とする。

次に(4) 一般質問についてである。申し合わせにより、持ち時間 50 分以内で、予算大綱質疑のあとに願います。一般質問の順序について申し上げる。これまでの例により、会派の順は、中、小、小、中、小、その次は 2 人会派の小会派、の順とし、以下これを繰り返すこととなる。まず、中会派の 4 人会派正風クラブ、次に 3 人会派については、これまでのローテーションに基づき、今回は、清和会、自民・伊東新時代。、公明党の順とし、最後に 2 人会派の日本共産党の順序で願います。したがって、1 番目正風クラブ、2 番目清和会、3 番目自民・伊東新時代。、4 番目正風クラブのお二人目、5 番目公明党、6 番目日本共産党の順序となり、これを繰り返し、最後に、会派に所属していない議員となる。なお、会派に所属していない議員の順序については、通告順となる。

一般質問の通告期限については、申し合わせにより、告示日から予算大綱質疑通告期限の前開庁日の正午までであるので、2 月 26 日（水）の正午までとなるが、予算大綱質疑の通告と重ならないよう、通告期限にかかわらず、極力早めの通告を協力願う。

また、質問される議員においては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存じるが、質問の趣旨を的確に伝え、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくようお願いする。

あわせて、一般質問については、新年度予算に係る内容及び他の提出議案に直接触れないようお願いする。

次に、(5) 所管事務調査の議決についてである。各常任委員会及び議会運営委員会所管事務に係る令和 2 年度議会閉会中における継続調査の議決をお願いする。会期中における各常任委員会及び議会運営委員会の開催に際し、ご決定をお願いする。

次に、(6) 会期及び日程についてである。資料 6 ページ及び 7 ページをごらん願う。会期は、2 月 21 日（金）から 3 月 23 日（月）までの 32 日間の提案である。先ほどの大綱質疑及び一般質問の実施人数を踏まえ、順を追って説明する。2 月 21 日（金）は、開会、議事に入り、会期の決定を行い、市長施政方針、引き続き、条例 8 件、補正予算 7 件、計 15 件の説明の後、最後に単行議案 3 件の即決をお願いする。

22 日（土）、23 日（日）及び 24 日（月）は休会、25 日（火）は、新年度予算 10 件の説明のみとなる。26 日（水）は一般質問通告期限、27 日（木）は予算大綱質疑の通告期限となる。28 日（金）は本会議なし、29 日（土）及び 3 月 1 日（日）は休会、2 日（月）

は本会議なし、3日（火）は予算大綱質疑の第1日目、4日（水）は予算大綱質疑の第2日目とする。5日（木）は本会議なし、6日（金）は一般質問の第1日目、7日（土）及び8日（日）は休会、9日（月）は一般質問の第2日目、10日（火）一般質問の第3日目、11日（水）は議案審議をお願いする。12日（木）は、常任観光建設委員会を第2委員会室、常任福祉文教委員会を第1委員会室において、それぞれ午前10時から同時開催とし、13日（金）は常任総務委員会を第2委員会室において午前10時からお願いする。14日（土）及び15日（日）は休会、16日（月）及び17日（火）は本会議なし、18日（水）に議会運営委員会、19日（木）は本会議なし、20日（金）、21日（土）及び22日（日）は休会、23日（月）を最終本会議とし、委員会付託案件の審査報告、ご決定などをお願いする。

次に、(7) その他であるが、2点ほどお願いいたしたいと存じる。

まず1点目は、一般質問の際の資料提供についてである。議員からの一般質問の際の資料提供については、質問日の前開庁日の正午までに議長の許可を得ていただくとともに、当該資料については、当日、議場配付するので、質問日の前開庁日までに100部を事務局にご提出いただくようお願い。

2点目は、3月16日（月）まで、市役所8階大会議室において確定申告が行われる。来庁者駐車場が大変混み合うので、議員においては、本会議及び委員会の開催日は、早めの登庁を願う。また、庶務課では、地下公用車駐車場に臨時来庁者駐車場を設置する。この期間のうち、本会議及び常任委員会の開催日については、市議会議員の優先利用枠として20台分を設定していただくことになった。詳細については、文書にてお知らせするのでご協力願う。

以上が、市議会3月定例会の運営案である。よろしくご審議のほどお願いする。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 議案の付託、即決について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

議案の付託、即決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 請願、陳情の取り扱いについて質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

請願、陳情の取り扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 予算大綱質疑について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、予算大綱質疑を行うかどうか、各会派に伺う。

○1番（青木敬博君）行う。

○2番（長沢 正君）行う。

○3番（四宮和彦君）行う。

○5番（大川勝弘君）行う。

○6番（重岡秀子君）行う。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、2人が実施されるとのことであるので、実施者数については、最大5会派及び会派に所属していない議員2人ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（稲葉和正君）発言順序及び時間を申し上げる。第1日目、3月3日（火）の1番目正風クラブ80分、2番目公明党60分、3番目清和会60分。翌日の第2日目、3月4日（水）、1番目自民・伊東新時代。60分、2番目日本共産党45分、3番目、4番目会派に所属しない議員それぞれ25分となる。なお、午前中の予算大綱質疑が早く終了しても、その日の午後に予定されている会派の開始時間は崩さないようにして行うのであらかじめご了承ください。また、質疑される議員におかれては、あらかじめ当局とのヒアリングを経て通告をいただいていることと存じるが、質疑の趣旨を的確に伝え、的確な答弁が得られるよう、あらかじめ通告の案文を用意して臨んでいただくことを基本とし、議員と当局の双方で内容を確認しながら進めていただくよう、お願い申し上げます。

○委員長（宮崎雅薫君）予算大綱質疑については、予算審議に係る大綱の質疑とし、会派及び会派に所属していない議員により、関連質疑なしで実施する。また、発言の順序についても、説明のとおりお願いする。以上のとおり決定することに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、大綱質疑の通告期限については、2月27日（木）の正午までとしているのでご留意願う。

次に、(4) 一般質問について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

それでは、恐れ入るが、各会派における一般質問の実施者数を順次お知らせ願う。

○1番（青木敬博君）2人。

○2番（長沢 正君）2人。

○3番（四宮和彦君）2人。

○5番（大川勝弘君）2人。

○6番（重岡秀子君）2人。

○委員長（宮崎雅薫君）なお、あらかじめ議長において、内々、会派に所属していない議員に確認をさせていただいたところ、5人実施されるとのことであるので、ただいま伺った各会派の実施人数と合わせ、発言者の人数については、最大15人ということで調整し、決定させていただく。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

発言の順序について、事務局長から説明する。

○事務局長（稲葉和正君）発言順序を申し上げる。一般質問第1日目、3月6日（金）1番目正風クラブ、2番目清和会、3番目自民・伊東新時代。、4番目正風クラブ2人目、5番目公明党。第2日目、3月9日（月）1番目日本共産党、2番目清和会2人目、3番目自民・伊東新時代。2人目、4番目公明党2人目、5番目日本共産党2人目。第3日目、3月10日（火）は会派に所属していない議員の1人目から5人目である。会派に所属していない議員の発言は通告順となる。なお、午前中の一般質問が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている質問者の開始時間は崩さないようにして行うので、あらかじめご了承願う。

○委員長（宮崎雅薫君）一般質問については、1人50分以内、関連質問なしで実施する。また、質問の順序についても、説明のとおりお願いする。以上のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

なお、通告期限については、予算大綱質疑通告期限の前日である2月26日（水）の正午までとしているのでご留意願う。また、予算大綱質疑の通告と重ならぬよう、通告期限にかかわらず、できる限り早目に提出いただくようご協力をお願いする。

次に、(5) 所管事務調査の議決について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

所管事務調査の議決については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) 会期及び日程について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

会期及び日程については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(7) その他での、一般質問の際の資料提供については、説明のとおりご了承願う。また、確定申告期間における来庁者駐車場については、混雑することが予想されるので、ご留意願う。

そのほかに、3月定例会の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許す。

○6番（重岡秀子君）一般質問の順番が決まり、どの議員が何日に実施するか決まった後、今まで市議会のホームページに掲載しているか。できれば掲載したほうが、傍聴者も来やすいと思うが、いかがか。（「質問通告要旨に順番と日時が記載されて掲載されている」と呼ぶ者あり）それならば、よい。

○委員長（宮崎雅薫君）それから、午前中の質問が早く終了したとしても、その日の午後に予定されている質問者の開始時間は崩さないようにして行うので承知おき願う。

ほかに質疑、意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第1、市議会3月定例会の運営についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第2、意見書についてを議題とする。

今定例会に提起された意見書案は、公明党から提起された意見書案1件である。それでは、公明党代表の長沢委員から説明をお願いする。資料は8ページになる。

○2番（長沢 正君）それでは、中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書案の概要について説明する。政府が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が昨年3月に公表されたが、40歳から64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るとい

な推計が出され、社会に大きな衝撃を与えたところである。ひきこもり期間の長期化や高齢化により高齢者の親とともに社会的に孤立するケースも少なくなく、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまで以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである、このように考えるところである。中高年のひきこもりについては、個々人やその家族だけの問題ではなく、社会全体で受け止めるべき大変重要な課題と捉え、中高年のひきこもりにある者への支援の充実を政府に対し求めるものである。細かいところについては意見書案を読んでいただければと思う。

- 委員長**（宮崎雅薫君）提起された意見書案の取り扱いについては、最終本会議前の3月18日の本委員会において、協議、決定することとなるが、今後の協議、調整に資するため、各会派及び会派に所属していない議員から、順次、意見を伺う。
- 1番**（青木敬博君）会派内では特に問題はないという見解に至っているが、最終日前の本委員会ではっきり回答する。
- 3番**（四宮和彦君）意見書の趣旨自体に反対するものではないが、あとは、どういう対策を求めるのか、どういう財政措置を求めるのかなどの細かいところを、もう一度会派に持ち帰って検討したい。
- 5番**（大川勝弘君）意見書の趣旨自体は反対するものではないので、おおむね賛成ではあるが、最終日前の本委員会できちんと回答したい。
- 6番**（重岡秀子君）趣旨はよいと思う。要望事項があれば意見を伝えていく。
- オブザーバー**（田久保真紀君）趣旨は非常によいと思う。実際にどのように実施するのかについて検討したい。
- オブザーバー**（仲田佳正君）趣旨は問題ない。
- オブザーバー**（鈴木絢子君）趣旨はよいと思う。また意見書案をしっかりと読んで検討したい。
- オブザーバー**（浅田良弘君）今、意見書案を少し読んだが、持ち帰ってしっかりと読んで検討したい。
- オブザーバー**（石島茂雄君）私もこの世代に入ったと痛感した。物理的に外に出られない方、経済的に出られない方、精神的に出られない方のすみ分けはどうなのか、一括りにして「ひきこもり」として議論してよいのかと感じた。趣旨自体は非常によいものだと思う。
- 委員長**（宮崎雅薫君）ただいま伺ったところ、各会派及び会派に所属していない議員全員からおおむね賛同を得てはいるが、ただし、具体的な要望事項部分は検討したいということである。したがって、本案については、提起会派において、それぞれ各会派及び会派に所属していない議員との調整を進めていただくとともに、最終本会議前の3月18日の本委員会において、改めて全会一致に向けた調整を行い、その取り扱いについて、協議、決定することとする。

以上で、日程第2、意見書についてを終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 令和2年度議会費当初予算について及び(2) その他について、事務局長から説明する。

○事務局長（稲葉和正君）初めに、(1) 令和2年度議会費当初予算についてである。資料9ページ及び10ページの議会費予算事項別明細書をご参照願う。令和2年度における議会費の総額は、2億1,801万8,000円であり、前年度当初予算に対し588万8,000円、2.8%増となっている。本資料にそって節別に説明するが、記載の金額については読み上げないのでご了承願う。

まず、第1節報酬は、定数の20人分の報酬である。2節給料は、事務局職員6人の給料で、3節職員手当等は、議員期末手当と事務局職員の各種手当である。4節共済費は、議員共済給付負担金と事務局職員の共済組合負担金で、平成23年6月1日をもって廃止された議員年金は、経過措置として、給付に要する費用の財源は毎年度、各地方公共団体が公費で負担することになっている。議員共済給付負担金の率は前年度の36.9%が令和2年度は35.4%に下がったが、負担金算定の基礎となる4月1日現在の議員の人数が18人から20人に増加したため、対前年度比29万8,000円の増となった。

5節災害補償費は科目設定で、7節報償費については、議員研修会や視察先等への講師に対する謝礼を計上した。8節旅費は、議員1人当たりの行政視察旅費12万円、調査活動旅費8万円のほか、各種議長会等出席のための旅費の計上で、9節交際費は、平成25年度から110万円を90万円としている。10節需用費は、新聞購読料、法規追録代、事務用品代、議会車ガソリン代、市議会だより印刷製本費などに係る経費が主なものである。11節役務費は、電話料やインターネット接続料の通信運搬費等である。12節委託料については、会議録作成のための録音反訳、会議録検索システムデータ作成業務に係る委託料である。13節使用料及び賃借料は、グランシップでの開催が予定される議員研修会の自動車借上料や会議録検索システムのインターネット公開事業、議員用パソコン借上料が主なものである。17節備品購入費は、議会図書室用図書購入費で、18節負担金補助及び交付金は、各種議長会等負担金の計上のほか、議員団体定期保険料を計上している。26節公課費は、議長車の車検に伴う自動車重量税である。以上が議会費の新年度予算の概要である。

最後の(2) その他であるが、特にない。

以上で、3 その他の説明を終わる。よろしくご協議のほど願う。

○委員長（宮崎雅薫君）まず、(1) 令和2年度議会費当初予算について質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）新人議員がいるので、念のために申し上げるが、議会費の予算については、慣例で本会議及び委員会では質疑しないことになっているので、もし疑問があれば、今でなくても結構であるので事務局長や事務局職員に確認をしていただきたい。

質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

令和2年度議会費当初予算についてを終了する。

次に、(2) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎雅薫君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

○委員長（宮崎雅薫君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○閉会日時 令和2年2月17日（月）午前10時49分（会議時間49分）

以上の記録を認める。

令和2年2月17日

委員長 宮 崎 雅 薫